

1 改定の理由

新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、国、都道府県、市町村が策定するものである。（本県は平成25年9月に策定）

新型コロナウイルス対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、本年7月に政府行動計画が全面改定されたことから、これを踏まえて県行動計画を全面改定するものである。

2 計画の概要

（1）計画期間

令和7年度から

（概ね6年ごとに改定について必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる）

（2）計画の趣旨

新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針及び平時の準備や感染症発生時の措置の内容を示すとともに、市町村行動計画等の基準となるべき事項を定めることにより、宮崎県感染症予防計画等と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図る。

3 今後のスケジュール ※下記のほか、適宜、市町村等の関係機関への説明・照会を実施

令和6年8月	感染症対策連携協議会・感染症対策審議会における意見聴取
9月	常任委員会報告（骨子案）
10月	感染症対策連携協議会・感染症対策審議会における意見聴取
11月	常任委員会報告（素案）
12月	パブリックコメントの実施
令和7年2月	感染症対策審議会における意見聴取、常任委員会報告（計画案）

【目指す目標】

感染症危機に対応できる平時からの体制作り、県民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの視点から対策の充実・強化を図り、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す。

1 基本的な考え方

政府行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等（※）の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

※ 本計画の対象となる新型インフルエンザ等は、「①新型インフルエンザ等感染症」、「②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」、「③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」

2 新型インフルエンザ等対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- ・ 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

3 対策項目

- ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤水際対策 **新** ⑥まん延防止 ⑦ワクチン **新** ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 **新** ⑩検査 **新**
⑪保健 **新** ⑫物資 **新** ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

4 有事のシナリオの想定

中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、政府行動計画に準じ、予防や準備等の事前準備の部分「準備期」と、発生後の対応のための部分「初動期及び対応期」に大きく分けた構成とする。

①実施体制

【平時の対応】

- 関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。

【有事（新型インフルエンザ等発生後）の対応】

- 平時の準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、リスク評価（※）を踏まえ、的確な政策判断とその実行につなげていく。

※ 新型コロナ対応時に実施した各波の分析・検証を想定

②情報収集・分析

【平時の対応】

- 効率的な情報の収集・分析の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析を行う。

【有事の対応】

- 感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施する。

③サーベイランス

【平時の対応】

- 感染症サーベイランス体制の構築を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時の感染症サーベイランスを実施する。

【有事の対応】

- 有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【平時の対応】

- 平時から、県民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーション（※）の体制整備を進める。

【有事の対応】

- その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民等、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにする。

※ 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

⑤水際対策

- 迅速な水際対策により、県内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の準備のための時間を確保する。

⑥まん延防止

- 病原体の性状等を踏まえたリスク評価を踏まえ、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づくまん延防止等重点措置等の迅速な実施を国に対して要請する。

⑦ワクチン

【平時の対応】

- 国、市町村、医療機関、関係団体等とともに、接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

【有事の対応】

- ワクチン接種に当たり、事前の計画に基づきつつ、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧医療

【平時の対応】

- 感染症予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこの充実を図る。

【有事の対応】

- 通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応する。

⑨治療薬・治療法

【平時の対応】

- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等を行う。

【有事の対応】

- 国と連携しながら、治療薬の医療機関や薬局への円滑な流通等を行う。

⑩検査

【平時の対応】

- 検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める。

【有事の対応】

- 新型インフルエンザ等の発生当初から検査体制を迅速に整備する。

⑪保健（保健所機能の維持）

- 平時から情報収集体制や人員体制の構築、有事の際に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

⑫物資

【平時の対応】

- 感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、備蓄の推進等、必要な準備を進める。

【有事の対応】

- 感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国、感染症対策物資等の製造販売事業者や販売事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

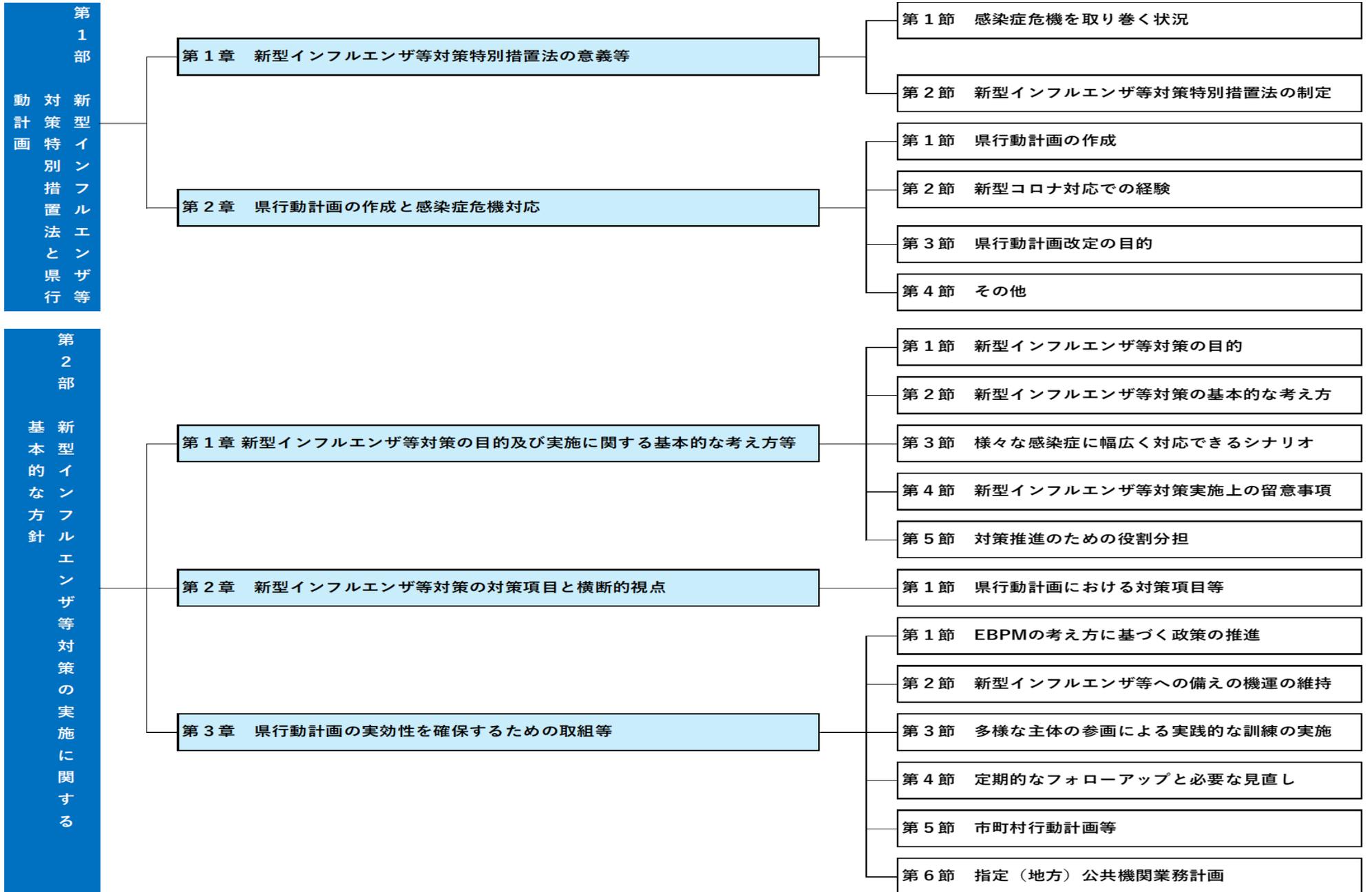
【平時の対応】

- 事業者や県民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

【有事の対応】

- 県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

県行動計画骨子案について⑥（計画の体系（案））



県行動計画骨子案について⑦（計画の体系（案））

※対策ごとに①準備期、②初動期、③対応期に期間を分けて取組を記載

第3部

及び
取組
新型
イン
フル
エン
ザ
等
対策
の
各
対策
項目
の
考え
方

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保